

## 安全データシート

## 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 (商品名)	組合せサーモラベル A- 65 70 75 80 85 90 組合せサーモラベル TB-65 70 75 80 85 90 組合せサーモラベル O- 70 80 90 100 サーモテープ TR-40 50 60 70 サーモシート C P-5・7 数字サーモワッペン WR- 40 45 50 55 60 65 70	制定日 改訂日	1998年 9月 1日 2017年 10月 26日
			訂符 12

会社名	日油技研工業株式会社		
住所	埼玉県川越市市場新町 2 1 番地 2		
担当部署	環境保安統括室		
電話番号 (緊急連絡先)	049-231-2103	F A X 番号	049-232-1334
メールアドレス	kankyo-hoan@nichigi.co.jp		
使用用途及び使用上の制限	温度管理示温材		

本製品は「成形品 (Article)」であり、通常の取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ粉状または粒状にならないため、ラベル表示、SDSの提供等の法的な義務はありません。

以下に示す危険有害性等に関する情報は、本製品の示温成分として使用している化学物質に関する参考情報です。

なお、本製品は通常の取り扱いでは有害物質が漏出することはありませんが、製品形状の改造は有害物質の漏出・ばく露につながるおそれがありますので、絶対にしないようお願いいたします。

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性		分類基準に該当しない
健康に対する有害性	急性毒性 経口	区分 2
	急性毒性 経皮	区分 2
	皮膚腐食性/刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2A
	皮膚感作性	区分 1
	発がん性	区分外

記載のない危険有害性については、分類対象外、あるいは分類できない。

## GHSラベル要素

## 絵表示またはシンボル



## 注意喚起語

危険

## 危険有害性情報

飲み込むと生命に危険  
皮膚に接触すると生命に危険  
皮膚刺激  
強い眼刺激  
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

## 注意書き

## 予防策

- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・必要に応じて個人用保護具を使用すること。

## 対応

- ・皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断/手当を受けること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。
- ・気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。

## 保管

- ・施錠して保管すること。

## 廃棄

- ・内容物は、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に、このシートを開示して委託すること。



## 8. ばく露防止及び保護措置

テトラヨード水銀(Ⅱ)酸  
銅・銀錯塩  
(水銀として)

管理濃度	0.025mg/m <sup>3</sup>
許容範囲	
日本産業衛生学会	0.025mg/m <sup>3</sup>
ACGIH TWA	0.025mg/m <sup>3</sup>
STEL	—

設備対策 通常の手配においては特に必要なし  
保護具 通常の手配においては特に必要なし

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	ラベル
臭い	なし
pH	知見なし
融点・凝固点	知見なし
沸点・初留点及び沸騰範囲	知見なし
引火点	知見なし
爆発範囲	知見なし
蒸気圧	知見なし
蒸気密度	知見なし
比重	知見なし
溶解度	水：難溶 有機溶剤：難溶
オクタノール／水分配係数	知見なし
自然発火温度	知見なし
分解温度	知見なし
粘度	知見なし

## 10. 安定性及び反応性

安定性	通常の手配においては安定。
危険有害反応可能性	知見なし。
避けるべき条件	高温、多湿（危険性は少ないが、製品劣化を防ぐため）。
混触危険物質	自己発火性物質。
危険有害な分解生成物	知見なし。

## 11. 有害性情報

	急性毒性 (経口)	急性毒性 (経皮)	ガス	急性毒性吸入 蒸気	粉じん・ミスト
テトラヨード水銀(Ⅱ) 酸銅・銀錯塩 (ヨウ化水銀(Ⅱ)として)	区分2 (18mg/kg)	区分2 (75mg/kg)	分類対象外	分類できない	分類できない

### 皮膚腐食性／刺激性

ヨウ化水銀(Ⅱ) 本物質に関する情報は得られていないが、塩化水銀(Ⅱ)についてはウサギを用いた皮膚刺激性試験で、重度の皮膚刺激性が見られたとの報告がある。  
また、ヒトに対して刺激性が見られたとの報告もある。

### 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

ヨウ化水銀(Ⅱ) 本物質に関する情報は得られていないが、塩化水銀(Ⅱ)についてはウサギを用いた眼刺激性試験で、重度の刺激性が見られたとの報告がある。  
また、ヒトに対して刺激性が見られたとの報告もある。

## 呼吸器感作性または皮膚感作性

## ヨウ化水銀（Ⅱ）

呼吸器感作性：データなし

皮膚感作性：本物質を特定したデータはないが、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会は水銀を皮膚感作性がある物質、日本産業衛生学会は水銀を皮膚感作性物質第1群に分類している。これらの既存分類は本物質を明示していないものの、水銀化合物をも含むと考えられる。したがって、本物質も皮膚感作性を有すると考えられる。

## 1 2. 環境影響情報

知見なし

## 1 3. 廃棄上の注意

処理方法

廃棄においては、関連法規に従うこと。

委託処理方法

都道府県知事の許可を受けた、専門の産業廃棄物処理業者に委託する。

## 1 4. 輸送上の注意

国連番号

非該当

品名

非該当

国連分類

非該当

容器等級

非該当

海洋汚染物質

非該当

積み込み時の注意

梱包、包装が破損しないように、水濡れや乱暴な取扱いは避ける。

その他の注意

その他取扱及び保管上の注意の項の記載による他、一般的な注意による。80℃以下で変色するものは、輸送時の温度に注意する。

## 1 5. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物  
(法 57 条 1、施行令第 18 条)

水銀及び  
その無機化合物

名称等を通知すべき危険物及び有害物  
(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)

水銀及び  
その無機化合物

化学物質排出把握

第 1 種指定化学物質

水銀及びその化合物

管理促進法 (PRTR 法)

(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1)

毒物及び劇物取締法

毒物 (指定令第 1 条)

水銀化合物を含有する  
製剤

水質汚濁防止法

有害物質

水銀及びアルキル水銀  
その他の水銀化合物

(法第 2 条、令第 2 条、排水基準を定める省令第 1 条)

廃棄物処理法

水銀使用製品産業廃棄物

水銀及びアルキル水銀  
その他の水銀化合物を  
含有する水銀使用製品

(令第 6 条第 1 項第 1 号、規則第 7 条の 2 の 4)

産業廃棄物

船舶安全法

毒物類・毒物 (危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1)

ヨウ化水銀

航空法

毒物類・毒物 (施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)

ヨウ化水銀

海洋汚染防止法

個品運送 P (施行規則第 30 条の 2 の 3、国土交通省告示)

水銀化合物

土壌汚染対策法

特定有害物質 (法第 2 条第 1 項、施行令第 1 条)

水銀及びその化合物

## 16. その他の情報

### 参考文献

- 1) GHS分類結果データベース（独立行政法人製品評価技術基盤機構）
- 2) GHSモデルMSDS情報（中央労働災害防止協会安全情報センター）
- 3) 製品安全データシートの作成指針（社団法人日本化学工業協会）
- 4) イージークリック（日本ケミカルデータベース株式会社）

この「安全データシート」は安全保証書ではありません。

本製品を取扱う場合は、この「安全データシート」を参考として、使用者の責任において実態に応じた適切な処置を講じて下さい。

また、この「安全データシート」の内容は法令の改正及び新しい知見に基づき改訂することがあります。

ご使用に先立って、危険、有害性情報のみならず、ご使用になる機関、地域、国の最新の規則、条例、法規則などを調査し、それらを最優先して下さい。